

平成25年

第1回市議会臨時会 報告第1号

専決処分の報告について

平成24年11月16日函館市児童館で発生した財布の盗難事件による損害賠償の額を平成25年3月25日地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決したので報告する。

平成25年5月23日提出

函館市長 工藤 壽 樹

1 損害賠償の額

145,687円

2 損害賠償の相手方

函館市に在住する児童の法定代理人（親権者） 父